

「ゾーン30」を知っていますか?!

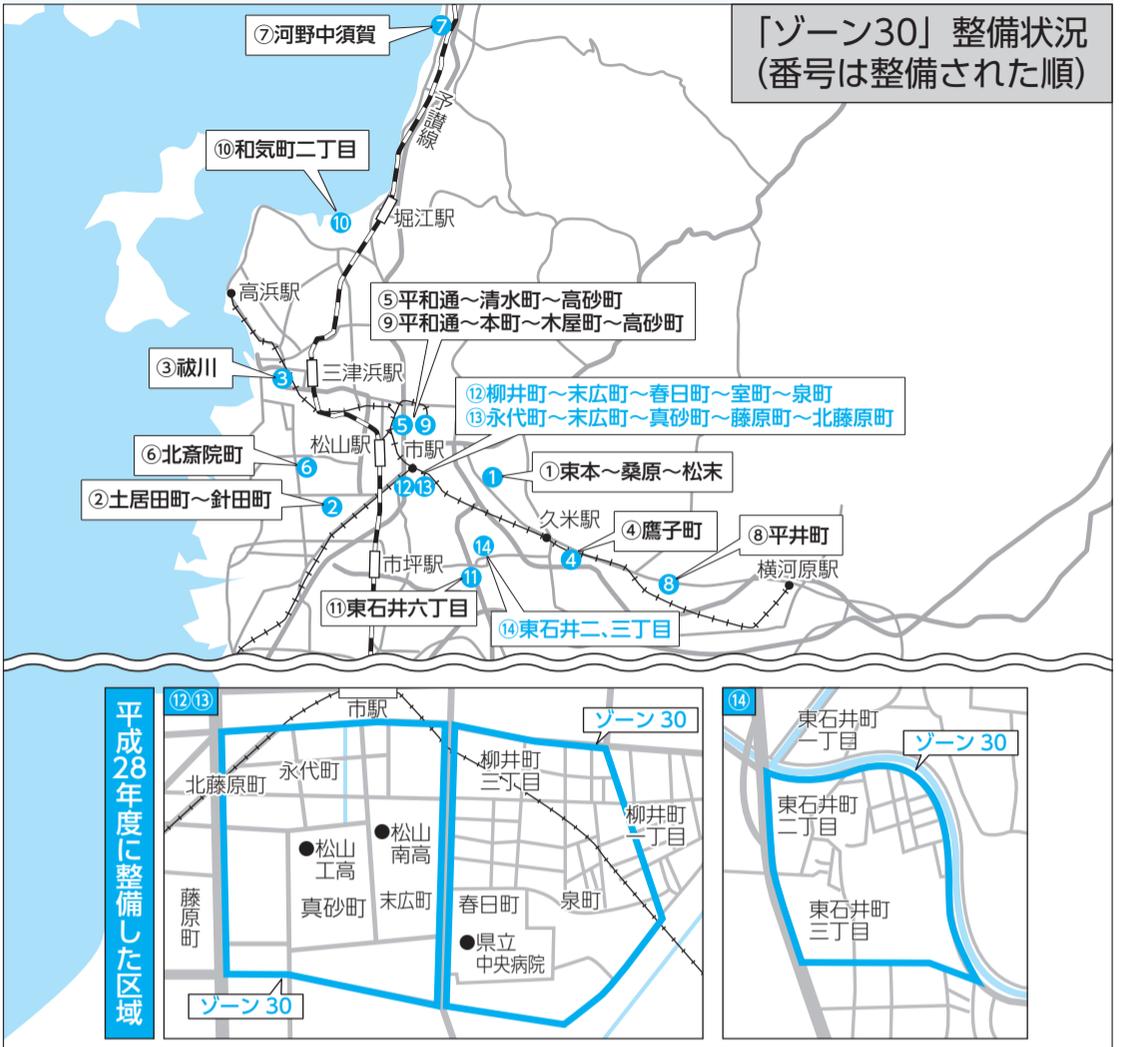


「ゾーン30」とは、通学路や生活道路の多い区域を、歩行者や自転車が安全に安心して通行できるように最高時速30km/hの速度規制が設けられている区域で、警察が交通事故防止対策の1つとして整備を進めています。自動車の速度が時速30km/hを超えると、歩行者の致死率が急激に高くなるため、「ゾーン30」の区域内では十分に速度を落として通行しましょう。

こんな路面表示(緑色)や標識がある区域が「ゾーン30」です!



思いやりを持って運転してね!

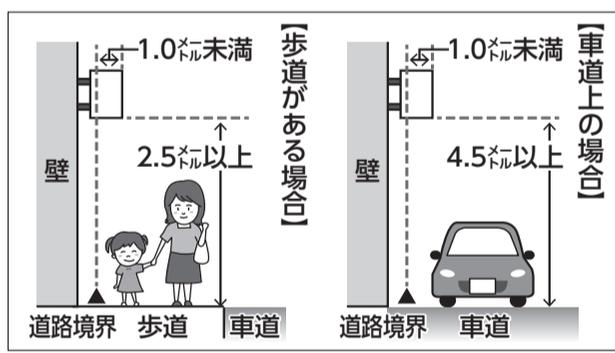


岡都市・交通計画課 ☎948-6445・FAX 934-1807、
県警察本部交通規制課 ☎934-0110・FAX 933-9135

8月は「道路ふれあい月間」 みんなで道路を安全・快適に 市道の維持管理にご協力を

8月は「道路ふれあい月間」。生活に身近な存在の道路を安全で快適なものにするため、できることを考えてみましょう。

生け垣や植木が道路にはみ出して通行の迷惑にならないよう、手入れと管理をお願いします。



看板設置などは許可が必要
道路上に立て看板やのぼり、商品を置くことは禁止されており、看板・日よけ・建設用足場などを設置する場合には、道路管理者の(占用)許可が必要です。設置できる看板や日よけの条件は左図のとおりです。

道路に穴や凸凹が…
路面やグレーチングなどに異常があれば道路管理課へ通報を
道路の傷みや陥没などは、事故を招くおそれがあります。市では、市民の皆さんからの通報や道路パトロールにより、路面の破損などの早期発見・補修に取り組んでいます。

身近な道路を美しく
市道の清掃美化活動に取り組み団体(ロードサポーター・プチサポーター)を募集しています。参加団体には、清掃用具支給などの支援を行います。またロードサポーターは、参加団体の名を記載した表示板の設置や、1年以上の活動継続により活動区間の市道に愛称

住宅などの建築で道路後退が生じる場合、市道に面している後退用地を市に寄付すると、市が路面舗装や維持補修を行います(右図参照)。また、寄付していただける場合は、分筆登記などにかかる費用を市が負担します。



岡道路管理課各担当 ▶ 市道の維持管理・道路ボランティア=総務管理担当 ☎948-6471 ▶ 市道の舗装・維持補修など=工事担当 ☎948-6478 ▶ 道路占用および占用物件など=占用担当 ☎948-6473 ▶ 道路用地の寄付など=路政・境界担当 ☎948-6847 (ファクスは共通 FAX 934-1805)

※検索方法は、トップページ「地図情報」↓e/yまちなび「市道路線情報地図」で確認

市が管理する道路はどう?
道路には国道・県道・市道のほか、農道や私道などがあります。市道かどうかを調べるには、市へ問い合わせるほか、市ホームページでも調べることが可能です。
車や歩行者の安全を守るため、夜間の道路を明るく照らす道路照明灯。消えていたり、昼間でも点灯していたりする道路照明灯を発見したときは、道路管理課へ連絡してください。なお、電柱などに設置している照明は、ほとんどが町内会・自治会などが設置している防犯灯です。もしも夜間に消えているなどの異常がある場合は、お住まいの町内会の代表者に相談してください。

道路照明灯が消えていたら連絡を
名を付けることもできます。